

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成29年4月12日(水)午前10時00分から午前10時25分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(15人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員

8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員 12番 亀山 徹 委員

13番 難波 克巳 委員 14番 黒岡 勝美 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(3人)

4番 山地 康弘 委員 10番 難波 朋裕 委員 11番 原田 龍五 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

6番 田邊 洋樹 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 佐々木 輝幸 主幹 前田 一郎 主任 日下部 啓司 主任 中村 英樹

主任 小野 政浩 主任 小山 八穂子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 佐々木 次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成29年4月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(15)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(5)番(中桐 敏憲)委員と(6)番(田邊 洋樹)委員をお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小山主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p>
事務局 小山主任	<p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>小山です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて12件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、所有権移転が10件、使用貸借権設定が2件です。</p>

	<p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から12番について調査票をもとに説明】</p> <p>2番につきましては、申請農地の一部にバラスが入っており、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、改善指導するため保留とのことでした。</p> <p>次に、3番及び4番につきましては、2件合わせて下限面積の要件を満たすこととなります。玉島地区協議会でご審議いただきましたが、営農計画書を確認し、農業を営む見込みがあると判断いたしました。</p> <p>その他、1番及び5番から12番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、2番につきましては保留、1番及び3番から12番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁12番までの計12件の内、2番については保留、1番及び3番から12番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
議 長	
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁12番までの計12件の内、2番につきましては保留、1番及び3番から12番につきましては、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>

事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に3件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から3番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番についてですが、前回の農地部会で申請地の西側に残る農地への進入路・排水施設等について再度協議する必要があるため、保留となっていました。</p> <p>申請代理人にこのことについて確認を行ったところ、残地について農地改良を行い、排水設備も整備する計画をしていましたが、農地改良について農業土木委員に相談していたことが判明しました。事務局から、申請代理人に対して、農地改良について地区農業委員と協議を行うよう指導したところ、速やかに地区農業委員と協議が出来た旨の報告がありました。このことについて、倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、請地の西側に残る農地への進入路・排水施設等に問題はないため許可意見とのことでした。</p> <p>2番と3番について、特に問題はございませんでした。</p> <p>今回申請のありました、3件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番から3番は、別添調査票のとおり農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号、3頁1番から3番は、許可</p>

事務局
早乗
副主任

と決定いたします。

次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

早乗です。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて14件の申請がありました。

1番についてですが、敷地拡張の理由が乏しいので詳細な事業計画書を提出するよう申請人に求める必要があるため保留となっていました。

申請代理人に事業計画の再提出を求めたところ、平成29年3月21日に、事業計画書が提出されました。このことについて、倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、再度提出された事業計画書では、事業規模や資材を増やす必要性は認められないが、今回敷地拡張される部分は、当該法人の所有する資材置き場の中に新設された農業用倉庫の部分を補うものとしては認められるため許可意見とのことでした。

2番から9番までは特に問題はございませんでした。

10番についてですが、申請地から約550m東側の同じ県道沿いに同業種の店舗があることと、岡山市の法人がなぜ、当該申請地に店舗を設置する必要があるかの説明が不十分であることから、申請人から事業計画を再度確認する必要があるため保留とのご意見でした。

11番について、特に問題はございませんでした。

12番についてですが、事業の必要性を確認する必要があるため保留とのことでした。

13番と14番について特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました1番から9番、11番、13番、14番の12件は許可意見、10番、12番、は保留とのことでした。

許可意見とされた12件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

<p>議 長</p>	<p>許可意見されました12件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から5頁14番までの計14件の内、10番および12番は保留、保留を除く12件については、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、10番、12番、は保留、1番から9番、11番、13番、14番の12件は許可と決定いたします。</p> <p>次に、6頁をお開きください。議案第4号の「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、田邊委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(田邊委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 小山主任</p>	<p>小山です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁から14頁にかけて66件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借が20件、使用貸借が46件です。</p> <p>また、利用期間の更新は20件で、更新切れを含む新規は46件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが3件、農地利用集積円滑化団体によるものが8件、農地所有適格法人によるものが5件で、その他は個人です。</p>

面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて154,258㎡です。
そのうち農地中間管理機構によるものは面積6,262㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、66件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほどよろしく、お願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、66件とも承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしということですから、議案第4号「農用地利用集積計画について」は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、6頁から14頁の1番から66番は承認と決定します。

事務局、田邊委員さんに入室するように伝えてください。

(田邊委員 入室)

田邊委員さんに報告いたします。

議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。

次に、15頁をお開きください。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 前田主幹	<p>前田です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。15頁をご覧ください。南地区で1件の申請がありました。</p> <p>特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は北畝5丁目で、水島臨海鉄道栄駅の東約520mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は自宅の東側に隣接する畑です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また、申請農地は農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>これらの調査内容について南地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、15頁、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の1件は、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員 議 長	<p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしとのことですので、議案第5号は承認されました。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に16頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>20頁をお開きください。</p>

<p>事務局 日下部 主任</p>	<p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について 21頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について 26頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について 27頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて 28頁をお開きください。</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて 一括して事務局に説明をお願いします。</p> <p>16頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、16頁から19頁にかけて20件の届出がありました。本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に20頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、20頁に8件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に21頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、21頁から25頁にかけて37件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に26頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが26頁に8件の通知が農業委員会に提出されました。</p>
---------------------------	---

	<p>以上1号は相続等による所有権，賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり，2号から4号につきましては，地区担当の農業委員さんにご確認頂き，事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に27頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第5条の規定による許可の取り下げについて」でございますが，27頁に2件の取り下げ届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に28頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが，28頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ，ご承認をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について，なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め，報告第1号から報告第6号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に，何かありますか。</p>
事務局 佐々木 次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>農地部会の委員の皆様には，毎回大変お世話になりました。</p> <p>ありがとうございました。農地部会という形での開催は今回が最後となります。</p> <p>次回からは体制を新たにし，総会という形での開催となります。開催通知は改めて送付いたしますが，平成29年5月11日（木）午前10時から，倉敷市役所701会議室にて予定しております。</p> <p>引き続き農業委員として活動される方は，ご出席くださいますようお願いいたします。</p>

議 長	<p>事務局からは以上でございます。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回からは総会となり、先ほど事務局から案内があったとおりですので、引き続き委員に委嘱された方は、ご出席のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時25分)</p>
-----	--

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成29年4月12日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員